

森林整備センター造林地管理委託提案事業に関する協定書

一般社団法人 高知県森林整備公社（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇森林整備センター造林地管理委託提案事業（以下「本事業」という。）について、次の条項によりに協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（協定の内容）

第2条 協定する事業地等は次のとおりとする。

協 定 期 間	令和6年10月～令和7年3月31日
団 地 名 （事業地名）	〇〇森林整備センター造林地 別紙 1のとおり

2 乙は、前項に掲げる事業地（以下「協定森林」という。）において別紙、〇〇森林整備センター造林地管理委託提案事業」（以下「センター委託事業」という。）に基づき、協定期間内に本事業を完了し、協定の成果物を甲に引き渡すものとする。

3 甲は、前項の団地において年度内に計画している事業について、乙が提出する事業見積書に基づいて行う施業を承認する。

第2章 本事業の範囲と実施条件

（事業の範囲）

第3条 本事業の範囲は、次のとおりとする。

（1） 協定森林における立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業は、甲が計画している林地内において事業を実施すること。

（2） 協定森林においては、森林施業及び作業路網その他の施設の実施に必要な事業計画に基づき甲が依頼を行い、乙が提出する見積書の承認を受け事業を実施すること。

（3） 協定森林の現状把握を随時行うとともに、森林整備センター以外の者が所有する森林との境界の巡視を行うこと。

2 乙は、前項第3号において異常を発見し必要な処置を行ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第4条 乙は、第3条に定める事業の実施のため必要があるときは、協定森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は協定森林の土地及び協定森林内に設置された作業路その他の施設を使用することができる。

第3章 本事業の実施

(事業の実施)

第5条 乙は、本協定による基づく甲の指示又は通知に従って、実施履行すること。

(基準等に関する通知義務)

第6条 乙は、基準又は前条に定める甲の指示若しくは通知によることができないとき、又は基準等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(事情変更)

第7条 甲及び乙は、本協定の締結後、経済情勢の変動、天災地変、その他予期することのできない事由により本協定に定める条件が不相当となったときは、協議してこれを変更することができる。

(第三者による実施)

第8条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本事業の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本事業に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第9条 本協定期間中、本事業の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第10条 乙又は本事業の全部又は一部に従事する者は、本事業の実施によって知り得た秘密及び甲の事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用して

はならない。本協定期間が満了し、若しくは本協定を解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 本事業実施に係る甲の確認・検査事項

（事業等）

第11条 乙は、事業期間内に事業を完成することができない場合は、事業期間延長について、あらかじめその理由を記載した書面により甲の承認を受けなければならない。

（事業完成報告書）

第12条 乙は、各事業終了後、甲が指定する期日までに別に定める事業完成報告書を提出しなければならない。

- 2 乙は、第21条から第24条までの規定に基づいて年度途中において本協定が解除された場合には、解除された日から15日以内に当該年度の当該日までの間の事業完成報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業完成報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書面による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（確認及び引渡し）

第13条 乙は、事業地が完成したとき、速やかに甲に事業完成報告書（以下「報告書」という。）を提出しなければならない。また、報告書を提出する場合、施工管理写真類（着手前の現況・施工中の写真及び完了後の完成写真を整備保管し、報告書に添付し、甲に提出しなければならない。

- 2 前項の検査の結果不適切となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再確認を受けなければならない。
- 3 成果物の引渡しは、第1項の規定による確認で、適切と認められたときに行われたものとする。

（甲による事業の実施状況の確認）

第14条 甲は、前条における確認のほか、必要があると認められるときは何時でも乙に対し事業の実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

- 2 乙は、前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による事業の改善勧告)

第15条 前条による確認の結果、乙による本事業実施が本協定等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して事業の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

第5章 事業の精算

(請負金額の支払い)

第16条 乙は、第12条及び第13条の検査に合格したときは、甲に対し請負金額の請求をするものとする。

2 前項の請求は、部分引渡しに係る請負金額があるときはその額を控除した額について行うものとする。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償)

第17条 乙は、本事業の遂行にあたり、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して乙に代わって賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

3 本協定に関して乙の責に帰することができない事由によって甲に不利益等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、協力して解決にあたらねばならない。

4 甲は、第21条(第22条において準用する場合を含む。)の規定により本協定を解除したときにおいて、損害がある場合は、乙に対して、その損害について賠償を請求することができる。

5 乙が本事業の実施その他本協定により属された権限に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命ぜられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還額を負担するものとする。

(災害等による事業の不実施)

第18条 次の各号に掲げる場合において、本事業を実施する予定の協定森林について当該事業を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該事業の一部又は全部を実施しないことができるものとする。

- (1) 災害その他の原因により協定森林の全部又は一部が損壊したとき。
- (2) 路網の損壊等により協定森林への到達が困難となったとき。
- (3) 協定森林の土地が公用又は公共用事業の用に供されるとき。

- 2 前項の規定により本事業が実施されないこととなった場合、それまで事業の一部が実施されていたときは、その時点で精算する。その精算方法は第16条に準ずる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第19条 乙の責に帰すべき事由により本協定期間内に事業を完了することができない場合においては、甲乙協議して対処することとし、損害がある場合は、甲は乙に対して損害金を請求するものとする。ただし、損害金の額が100円に満たないときは、この限りでない。

(かし担保)

第20条 乙は、成果物の引渡し後12ヶ月間は、成果物のかし担保をするものとする。

- 2 前項の規定は、成果物のかしが基準の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。
- 3 第1項の期間内に成果物にかしがあったときは、甲は相当の期間を定めて乙に補正を求めることができる。
- 4 甲は、かしの補正に代え、又は補正とともに損害の賠償を請求することができる。

第7章 本協定期間満了以前の協定の解除

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により、本協定期間内に事業が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- (4) 破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
- (5) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時事業の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

- (8) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながらその者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (10) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (12) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (13) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が(7)から(13)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (14) 乙が、(7)から(13)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(7)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第22条 甲は、前条の規定のほか、第11条に定める事業量の増減により、本協定の目的を達成することが困難と判断した場合は、本協定を解除することができる。

第23条 甲は、本事業が完了するまでの期間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、本協定を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により本協定を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 第11条の規定による事業の中止期間が本協定期間の10分の5（本協定期間の10分の5が6月を超えるときは、6月。）を超えたとき。ただし、中止が事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の事業が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 甲が本協定に違反し、その違反によって本協定の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第 25 条 本協定が解除された場合には、本協定に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、損害賠償請求及び秘密保持義務に関することについては、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、本協定が解除された場合において、乙が既に完了している事業のうち、引渡しを受ける必要があると認められた部分があるときは、出来高部分を検査のうち当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する負担金相当額を乙に支払うものとする。

3 前項に規定する負担金は、甲乙協議して定める。

第8章 その他

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 26 条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(グリーン購入等)

第 27 条 乙は、本事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(事業に従事する者に対する措置請求)

第 28 条 甲は、本事業に従事する者が事業の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(経理)

第29条 乙は、本事業を他の事業と区分して経理し、収支に関する帳簿を整理し、事業終了の翌年度から起算して5力年間保管するものとする。

(乙の請求による協定期間の延長)

第 30 条 乙は、その責に帰することができない事由により本協定期間内に本事業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に協定期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による協定期間の短縮)

第 31 条 甲は、特別の理由により本協定期間を短縮する必要があるときは、協定期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(請求、通知等の様式等)

第32条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(労務災害)

第33条 本事業における、労務者に関する事故、損害等の一切の責任は乙が負うものとする。

(協定の費用)

第34条 本協定に要する費用は、甲及び乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第35条 本協定に関し疑義のあるとき、又は本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の証として、本書2通を作成し、当事者が記入押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 南国市双葉台7番地1
一般社団法人 高知県森林整備公社
氏名 理事長 森下 信夫

乙 住所

氏名

協定団地一覧表

団地名 「〇〇」団地

所在場所	森林所有者	森林の現況				備考
字 ・ 地番		面積 (ha)	樹種 ・ 林相	林 齢	法令に よる 規制等	
〇〇 〇〇-〇 外〇筆	森林整備センター	1300.00	スギ ヒノキ	43 44	一部 保安林	
計		13				

※面積は見込み数量